

特定非営利活動法人いろはの森
令和 7 年度 事業計画書

〒885-1204 宮崎県都城市高城町桜木 1618 番地 1
特定非営利活動法人いろはの森
理事長 前田憲人

実施内容	本年度の生活介護事業においては、利用者の皆様に対して安定した支援を継続的に提供することを基本とし、どのような新規利用者にも柔軟に対応できる体制の構築を最優先課題と位置づけて取り組んでいく。そのために、職員一人ひとりの専門的知識および支援技術のさらなる向上に努めるとともに、障がい福祉に関わる制度への理解や、高い人権意識の育成を図っていく。 人材育成に関しては、外部研修への積極的な参加を継続しつつ、最新の専門情報を活用した部内研修も強化していく。具体的には、障がい福祉関連の専門メディアや教材を用いた研修を推進し、職員の学びの機会を広げるとともに、日々の実践に活かせる形での知識の定着を図っていく。さらに、適切な支援の質向上および人権意識の深化を目的に、支援が困難とされるケースについては外部の専門機関によるコンサルティングの導入も検討し、専門的視点からの助言を得ながら支援の質を高めていきたい。 また、日中活動の支援内容においては、社会とのつながりを重視し、外出活動や季節行事などのプログラムを多く取り入れることで、利用者が地域社会と自然に関わりを持ち、豊かで楽しい日常を過ごせるよう支援していく。安全・安心の確保を前提としつつ、個々の希望や特性に応じた活動の機会を提供していく。 なお、コロナ禍においては感染防止を最優先とした取り組みが求められたことから、活動内容がやや画一的で形式的なものに偏る傾向が見られた。これを踏まえ、今年度は、支援内容が「漫然かつ画一的」にならないよう留意し、利用者の障がい特性を把握しつつ、個性や意欲をより反映できるような活動メニュー、特に、個別支援を意識した支援の拡充を図っていく。 創意工夫を凝らしながら、日々の活動に多様性と選択肢をもたせることで、より充実した支援体制を構築していきたい。 運営面においては、利用者の皆様が安心して、かつ充実した日々をお過ごしいただけるよう、感染症対策・安全対策・健康管理に細心の注意を払いながら、引き続き利用率の向上に努めていく。 また、虐待防止、身体拘束の適正化、感染症対策、事業継続の4つの委員会活動を積極的に活用し、全職員に対する人権意識の醸成および緊急時における的確な対応力の向上を図っていく。 共同生活援助事業においては、利用者の皆様が安心・安全で穏やかな生活を継続して送ることができるよう、職員一人ひとりの専門的な知識・技術の向上に努め、支援の質の向上を図っていく。また、緊急時における対応力を高めるため、定期的にシミュレーション（救急救命）を含む研修を実施し、職員が安心して業務に従事できる環境の整備にも取り組んでいく。
------	---

	さらに、休日における余暇活動については、日常の外出支援にとどまらず、本年度は入居者の皆様にとって特別な思い出となるような県外旅行を企画・実施する予定。非日常を感じていただけるような、少し贅沢な体験を通じて、生活に彩りを加えることを目的とし、入居者の満足度向上と心身のリフレッシュにつながるよう努めていく。
--	---

② 指定障害福祉サービス事業（相談支援事業）

実施期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
対象者	都城市及び近隣圏域に在住する障がいのある方
実施内容	本年度においても、法人全体の運営体制及び人員配置の状況を鑑み、引き続き生活介護事業ならびに共同生活援助（グループホーム）事業における人員確保を最優先課題とする方針とした。そのため、以前より検討課題として挙がっていた相談支援事業の新規設立については、残念ながら本年度も見送る判断に至った。 また、相談支援事業の設置については、法人発足当初より中長期的な目標の一つとして掲げてきたものの、法人設立から 10 年以上が経過した現在においても、依然として設置の見通しを立てることが困難な状況が続いている。今後も法人の人員体制や財政状況、地域ニーズ等を注視しながら、本年度の事業の流れを踏まえて改めてその設置の可否について慎重に検討していく。 なお、これに伴い、定款に記載されている相談支援事業の設置に関する条項についても、現状に即した形に見直す必要があると考えている。今後の検討の中で、必要に応じて当該条項の削除（抹消）を含めた定款改正も視野に入れて対応していく。

③ 地域活動支援事業（日中一時支援事業）

実施期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
対象者	指定障がい福祉サービス受給者証を持つ方で、地域活動支援事業の日中一時支援の支給決定を受けている方

実施内容	都城市地域活動支援事業および三股町地域生活支援事業における日中一時支援事業については、仕事等で日中に支援が難しいご家族や、ご高齢のご家族に代わって、利用者の皆様が安心して過ごせる時間と空間を提供することを目的としている。 この取り組みにより、ご家族の介護・支援にかかる身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、地域での在宅生活の継続を支える一助となることを目指しており、今後も、利用者の皆様がリラックスして過ごせる落ち着いた環境づくりに努め、安心・安全な支援体制を整えていく。 また、個々のニーズに応じた支援や、活動内容の工夫を通じて、短時間であっても充実した時間を提供できるよう、継続的な支援の質の向上にも取り組んでいく。
------	--

④ 地域住民との交流を図り、障がいに対する理解を促進するための事業

実施期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
対象者	事業実施利用者及び職員 近隣地区住民及び地区公民館
実施内容	道路等のごみ収集をはじめとする自主的な清掃活動を通じて、地域の環境美化に寄与するとともに、地域社会への貢献を目的とした社会貢献活動に積極的に取り組んでいく。こうした活動を継続的に実施することにより、地域住民の皆様に対し、障がいのある方々への理解を深めていただく契機となるよう努めていく。 また、昨年度に実施された南部地区コンソーシアム連携協議会をはじめ、地域とのつながりを促進する各種の取り組みにも、引き続き積極的に参加していく。これらの活動を通じて、障がいのある方々が地域の一員として自然に受け入れられ、互いに支え合える関係づくりを推進するとともに、障がい理解の促進および共生社会の実現に向けた意識の醸成を図っていく。

⑤ その他の目的を達成するために必要な事業

実施期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
対象者	都城圏域の障がい福祉関係事業所

実施内容	引き続き、地域における障がい福祉の連携体制を強化するため、ぼんちよかところ協議会（都城市障害者自立支援協議会）や都城市社会福祉施設等連絡会をはじめとする各種ネットワークに積極的に参画し、関係機関との情報共有および意見交換を密に行っていく。 また、これらの協議会や連絡会、並びに障がい福祉関係機関との継続的な連携を通じて、当法人が地域全体の障がい福祉サービスの質の向上および制度的・実践的な課題解決に貢献できるよう努めていく。 さらに、これら団体への加盟・参画を通じて、都城圏域における障がい福祉サービスの持続的な発展に寄与し、利用者の方々が地域で安心して暮らし続けられる社会づくりに寄与していく。
-------------	---